

大阪市告示第294号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市東淀川区大桐四丁目159番、167番1、167番2、172番、173番、174番1、174番2、175番1、175番2、176番の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

（環境局環境管理部環境管理課）